第 2459 号 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{7} \times D\vec{p}_{7}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 1月 19日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⇒ 平成16年度の税制改正

Q:平成16年度の税制改正の内容が発表されたようですが、その概要を教えてください。

A:次のような内容が盛り込まれています。

- (1) 土地税制(平成16年1月1日以後の譲渡について適用する。)
 - ①土地、建物の長期譲渡所得に対する税率 を20%(所得税15%、住民税5%)に引 き下げる。長期譲渡所得の100万円の特別 控除を廃止する。
 - ②土地、建物の短期譲渡所得に対する税率 を引き下げ、一律39%(所得税30%、住 民税9%)とする。
 - ③土地、建物の譲渡所得と他の所得との損 益通算を廃止する。
- (2) 金融・証券税制

平成16年1月1日以後に行う株式等の譲渡について、非上場株式の譲渡益に対する税率を20%(所得税15%、住民税5%)に引き下げる。

(3) 法人税制

平成13年4月1日以後に開始した事業年度 において生じた欠損金額について、欠損金 の繰越期間を7年に延長する。

- (4) 年金税制 (平成17年分以後の所得税について適用する。)
 - ①公的年金等控除の65歳以上の者の上乗せ 措置を廃止する。
 - ②老年者控除を廃止する。
 - ③老年者特別加算金として、65歳以上の者 の公的年金等控除の最低保証額を50万円 加算する特例措置を講ずる。







